

漁業者向け

新型コロナウイルスに関連する支援事業について

新型コロナウイルスに関連して、漁業者が活用できる支援制度をお知らせします。

第一次産業支援金（市の支援制度）

Q：対象者は？

A：「前年の漁業収入が100万円以上」又は「過去3年間の平均漁業収入が100万円以上」の市内一次産業事業者です。

Q：支給額は？

A：従業員10人以上の場合「20万円」、10人未満の場合「10万円」が支給されます。

Q：申請方法は？

A：市役所水産課で手続きしていただくほか、漁協各支所に備え付けの申請書を郵送してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

持続化給付金（国の支援制度）

Q：対象者は？

A：「事業収入が前年同月比で50%以上減少した月がある」、「昨年も漁業収入があり、今後も漁業を継続する意思がある」事業者です。

Q：給付額は？

A：次の算定例を参考にしてください。

例1 青色申告の場合

前年の年間事業収入	300万円(a)	➡	300万円(a) - 13万円(c) × 12ヶ月
前年4月の月間事業収入	30万円(b)		= 144万円
本年4月の月間事業収入	13万円(c)		144万円 > 100万円(上限額)
			給付額 100万円

例2 白色申告の場合

前年の年間事業収入	300万円(a)	➡	300万円(a) - 10万円(c) × 12ヶ月
前年の月平均※事業収入	25万円(b)		= 180万円
本年4月の月間事業収入	10万円(c)		180万円 > 100万円(上限額)
			給付額 100万円

※月平均 300万円(a) ÷ 12ヶ月 = 25万円(b)

Q：申請に必要な書類は？

A：①2019年の確定申告書（控）、②2020年の月別の売上台帳等、③通帳の写し、④本人確認書類（免許証等）が必要です。

Q：申請方法は？

A：インターネット申請となりますが、次の日程で申請のお手伝いを致します。

7/6（月）	7/7（火）	7/8（水）	7/9（木）	7/10（金）
広田湾漁協 本所		気仙支所	米崎・小友支所	

【その他の支援制度】

実施主体	事業名等	内容	連絡先	
国	経営継続補助金	感染拡大防止対策とともに、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換など農林漁業者の経営の継続に向けた取組を行う場合の経費を支援	県庁 水産振興課	019-629-5817
国	漁業収入安定対策事業	収入補填制度の自己積立金の仮払いや積立猶予による支援	県庁 水産振興課	019-629-5817
国	資源・漁場保全緊急支援事業	休漁を余儀なくされている漁業者が行う藻場におけるウニ駆除、漁場の清掃等の取組を支援	県庁 水産振興課	019-629-5817
国	特定水産物供給平準化事業	感染拡大の影響を受ける魚種の過剰供給分について、相場価格での買取りや、冷凍保管する際の保管料等を支援	県庁 水産振興課	019-629-5817
国	水産業労働力確保緊急支援事業	漁業・水産加工業における作業経験者等の雇用に必要な掛かり増し経費、遠洋漁業における外国人船員の継続雇用や現地の港で配乗する際の経費等を支援	県庁 水産振興課	019-629-5817
国	雇用調整助成金	休業等助成（解雇等を行わない中小企業の助成率は10/10）助成率は、企業規模・雇用条件で変動	岩手労働局	019-606-3285
国	農林漁業セーフティネット資金	経営に影響が生じている農林漁業者に対する資金繰り支援（貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化）	日本政策金融 公庫盛岡支店	019-653-9055
県	漁業経営維持安定資金利子補給	経営に影響が生じている漁業者が負債の借換えを行う場合の利子負担を軽減	県庁 団体指導課	019-629-5699
県	農林水産業相談窓口の設置	漁業者からの経営相談等に対応	大船渡水産振興センター	0192-27-9915

-3密を避けて-
コロナに負けない！がんばる漁業！



【相談窓口】

〔陸前高田市 地域振興部 水産課〕

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5（陸前高田市役所 3 号棟 1 階）

電話 0192-54-2111（内線 342）受付時間 8：30～17：15 ※土、日、祝を除く